

「令和4年度 北海道南茅部高等学校の部活動に係る活動方針」

活動方針策定の趣旨等

- ・本校は、学校教育目標を踏まえ、「道立学校に係る活動方針」に則り、「北海道南茅部高等学校の部活動に係る活動方針」（以下「本方針」という。）を策定した。
- ・部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。
- ・また、教師が、健康で生き活きとやりがいを持って勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的かつ効率的・効果的に行うものとする。
- ・本方針は、本校における部活動が、地域、学校、競技種目、分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動

本校は、次の部活動を設置する。

① 運動系

野球部 ラグビー部 サッカー部

② 文化系

書道部 ボランティア局 放送局 縄文クラブ 軽音楽同好会

(2) 「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

- ・校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。相談・要望は、郵便、FAX 又は電子メールのいずれかにより下記の連絡先宛てに提出することとする。

【連絡先】北海道南茅部高等学校 函館市川汲町1560

FAX (0138) 25-5862

E-mail : minamikayabe-z0@hokkaido-c.ed.jp (担当：教頭)

(3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

- ・年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、持続可能な運営が行えるように努める。
- ・部活動に要する経費等に係る資料を配付するなどして、保護者・生徒の理解を得るよう努める。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

- ・部活動に実施に当たっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(1) 運動部活動における適切な指導

- ・スポーツ医・科学の見地から、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(2) 文化部活動における適切な指導

- ・生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から、技能等の向上の大会、コンクール、コンテスト、発表会等でのそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

- ・部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮する。

(1) 休養日の設定

学期中：平日：週1日以上

週末・祝日：月1日以上の休養日を設けるよう努める。

(大会等で活動計画を変更した場合は、休養日を他の日へ振り返るよう努める。)

長期休業中：「学期中」に準ずる。

年間の休養日の総数：原則週末土日は、どちらか休むようにしながら、
平日の年間52日、週末又は祝日の年間12日、
学校閉庁日の年間9日を休養日とするよう努め、
年間104日以上の休養日とする。

(2) 活動時間の設定

平日：2時間程度 休日：3時間程度（練習試合や大会等を除く）

(1週間の活動時間は、16時間程度とするよう努める。)

(3) その他

- ・定期考査1週間前（土日含む）は部活動を行わない。大会等のある場合は校長に相談する。
- ・年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。

4 部活動の充実について

(1) 環境の整備

- ・保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。
- ・学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を進める。
- ・学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実及び芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、取組を推進する。

(2) 参加大会等の検討

- ・生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等を検討する。

(3) 信頼関係づくり

- ・指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませる等、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりを行う。
- ・体罰等は絶対に許されないという考えを持ち指導を行う。

(4) 集団づくり

- ・生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりを行う。

終わりに

校長は、本方針を毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。